



2023年2月27日

各 位

会 社 名	株式会社ゆうちょ銀行
代表者名	取締役兼代表執行役社長 池田 憲人 (コード：7182、東証プライム市場)
問合せ先	コーポレートスタッフ部門 I R 部 (TEL：03-3477-0111)

株式売出しに関するお知らせ

2023年2月27日開催の当行取締役会において、下記のとおり当行普通株式の売出しの実施を承認する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当行は、本日開催の取締役会において、資本効率を向上させ、株主還元を強化すると共に、本売出し実施に伴う株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得及び自己株式の消却を実施することを決議しました。詳細については、本日公表の「自己株式取得及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。ただし、当該自己株式の取得により、本売出しの売出株式数が減少することはありません。

記

1. 当行普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 下 記①ないし③の合計による当行普通株式 975,365,300 株
- 種 類 及 び 数 ①下記(4)①に記載の引受人の買取引受けによる国内売出しの対象株式として当行普通株式 757,565,400 株
- ②下記(4)②に記載の海外売出しにおける海外引受人による買取引受けの対象株式として当行普通株式 189,391,300 株
- ③下記(4)②に記載の海外売出しにおける海外引受人に付与される当行普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当行普通株式 28,408,600 株

なお、上記①ないし③の合計である引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は975,365,300株であり、上記①ないし③に記載の各株式数を目処に売出しが行われるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、下記(3)に記載の売出価格等決定日に決定される。

- (2) 売 出 人 日本郵政株式会社

注意事項：

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(3) 売 出 価 格 未定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2023年3月13日(月)から2023年3月16日(木)までの間のいずれかの日 (以下「売出価格等決定日」という。))の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値 (当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値) に0.90~1.00を乗じた価格 (1円未満端数切捨て) を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)

(4) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①引受人の買取引受けによる国内売出し

売出価格での一般向け国内売出し (以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。) とし、大和証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受人 (以下「国内引受人」と総称する。) に、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る全株式を引受価額 (売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額。以下同じ。) で総額連帯買取引受けさせる。

②海外売出し

売出価格での海外市場 (ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。) における売出し (以下「海外売出し」という。) とし、Goldman Sachs International、Morgan Stanley & Co. International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited、J.P. Morgan Securities plc 及びMerrill Lynch International を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人 (以下「海外引受人」と総称する。) に、海外売出しに係る全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。また、売出人は、海外引受人に対して当行普通株式を追加的に取得する権利を付与する。

引受人の買取引受けによる国内売出し、下記「2. 当行普通株式の売出し (オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し (これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」と総称する。) のジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び三菱UFJモルガン・ス

注意事項:

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

タンレー証券株式会社とする。

- (5) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の(国内)日まで。
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 受渡期日 2023年3月20日(月)から2023年3月24日(金)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (9) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格と引受価額との差額の総額が引受人の手取金となる。
- (10) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しに必要な一切の事項の承認については、当行代表執行役社長に一任する。
- (11) 引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されることがある。また、海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されることがある。

2. 当行普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】2. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の当行普通株式 113,634,700株（上限）
種類及び数 上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合がある。なお、最終の売出株式数は、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 大和証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案した上で、113,634,700株を上限として大和証券株式会社が当行株主より借受ける当行普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 受渡期日 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける受渡期日と同一とする。

注意事項：

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当行代表執行役社長に一任する。

【ご参考】

1. 株式売出しの目的

郵政民営化法は、日本郵政株式会社が保有する当行及び株式会社かんぽ生命保険の株式について、その全部を処分することを目指し、両社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとしております。

日本郵政株式会社は、2021年5月に公表した日本郵政グループ中期経営計画「JPビジョン2025」において、2025年度までのできる限り早期に当行及び株式会社かんぽ生命保険株式の保有割合を50%以下とすることを目指すとしております。

また、当行は、株式会社東京証券取引所の新市場区分である「プライム市場」において上場を維持するために求められる基準のうち「流通株式比率」について基準を充たしておりませんが、本売出し実施はその改善に寄与するものです。詳細については、本日公表の「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」をご参照ください。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当行普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 当行普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、113,634,700株を上限として大和証券株式会社が当行株主より借受ける当行普通株式（以下「貸借株式」という。）の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当行普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2023年3月29日（水）までの間を行使期間として、上記当行株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」という。）中、当行普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2023年3月29日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式

注意事項：

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

数を上限として、株式会社東京証券取引所において当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当行株主からの当行普通株式の借受け、上記当行株主から大和証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、安定操作取引及びシンジケートカバー取引に関し、大和証券株式会社は、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

3. ロックアップについて

グローバル・オフERINGに関連して、売出人である日本郵政株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、売出価格等決定日からグローバル・オフERINGに係る受渡期日（当日を含む。）後 180 日目の日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのための当行普通株式の貸付け、グリーンシュエーションが行使されたことに基づく当行普通株式の売却及び当行による自己株式の取得に応じた当行普通株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当行は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式等の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以上

注意事項：

この文書は、当行普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。